

HACCP導入支援サービス!!

2018年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律では、原則としてすべての食品等事業者の皆様はHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいただくことが盛り込まれています。

改正食品衛生法は、2020年6月1日に施行されます。ただし、一般衛生管理基準やHACCP義務化については、1年間の猶予期間が設けられ、2021年6月1日に完全に義務化されます。したがって、食品関係事業者は2021年5月末までにHACCPを導入しなければなりません。そこで、(株)安藤プロパン、(株)クラールス新潟では、HACCP導入支援として、下記サービスをご提案致します。

1.HACCPの考えを取入れた衛生管理

A.一般飲食店におけるHACCP導入支援サービス

- 一般衛生管理・重要管理計画の作成(2回)
- 毎月の一般衛生管理・重要管理記録簿のお届け(年12回)

B.ホテル・旅館におけるHACCP導入支援サービス

- 一般衛生管理・重要管理計画の作成(2回)
- 毎月の一般衛生管理・重要管理・冷蔵、冷凍庫・トイレ記録簿のお届け(年12回)

C.お菓子製造におけるHACCP導入支援サービス

- 菓子衛生管理計画・製法分類区別菓子製品一覧の作成(2回)
- 菓子の製造に係る衛生管理・菓子の販売に係る衛生管理記録簿のお届け(年12回)

D.パン製造におけるHACCP導入支援サービス

- パン製造記録簿の作成(2回)
- パン製造記録簿のお届け(年12回)

E.ソフトクリームにおけるHACCP導入支援サービス

- ソフトクリーム衛生管理計画の作成(2回)
- ソフトクリーム衛生管理記録簿のお届け(年12回)

(厚労省 食品等事業者団体が作成した業種別手引書より)

2.HACCPに基づく衛生管理

JFS対応書式

- フローチャート・SOP・SSOP・危害要因分析・CCPプラン作成サポート(新潟県企業対象3か月)

まずはお気軽にお問い合わせください。

(株)安藤プロパン TEL 0256-34-7656

(株)クラールス新潟 TEL 0256-46-0332